

I

○本会議において、再議に対して質疑が行われました。

(議員)

再議の理由は客観性に乏しく、市長の主観のみである。

地方自治法第176条第4項の再議は、議会の権限でない予算執行権を伴うような議案の議決や、議決にあたり議員の定足数を満たしていない、委員会に付託していない、除斥対象の議員が議決に加わっているなど、明確な法令や規則違反などがあった場合に適用すべき規定と理解している。

議決の内容に異議がある場合は第1項の再議を適用すればよかったのではないか。

(市長)

市が設置した検討会の答申を待たず、パブリックコメントも行わず提案された条例案は、違法である。

加えて、環境や地域社会に配慮しない条例の内容は、SDGsの理念にも違反する。

○総務常任委員会において、再議に対する審査が行われ、12月議会の議決のとおり決定することに対して反対と賛成の意見が出されました。

(反対意見)

・市民に重大な影響を及ぼす条例であることから、一部の声を聴くだけではなく、条例の提案に際しては、市民に広く意見公募を求めるべきであり、議会の議決は違法である。

(賛成意見)

・本件議案の提出については、手続き等に瑕疵や違法性はなく、先の議決のとおりとすることに、問題はない。

II

○再開後の本会議において、再議について、12月21日の議決のとおり決定することについて討論がありました。

(先の議決のとおり決定することに反対(2人))

・本件議案は、政策形成過程において、市民的議論を大いに触発し、多様な意見を反映させるため、それに足りる十分な情報提供を行うなど、必要な取り組みが行われた形跡がなく、市民への説明も皆無である。

また、論点は、再議書で示された再議の理由の妥当性であり、指摘された憲法、法律、条例の各規定に違反するか否か、SDGsの理念に反するか否かである。

委員会における各委員の論点は、本質から外れ、再議書において一切触れられていない議会の議決権や会議規則、議会運営などの議論に終始した。これは明らかな論点のすり替えだ。

・市民生活に影響を及ぼす条例制定は、市民の理解があつて初めて成り立つため、市民参画手続きが必要であり、同議案の提案プロセスに問題があつたのではないか。

委員会審査では、市長の再議が妥当かどうかの議論に終始し、肝心の「再議に付された条例案」の中身について審議が行われていない。

(先の議決のとおり決定することに賛成(1人))

明石商工会議所が要望書を提出してから5年の間に、特定工場、そこで働く従業員を含め、さまざまな場面で、さまざまな意見を聴き、一日も早く、現在の職場の環境改善を望む多くの声を聴いている。また、多くの市民や事業者等の声を聴くために、会派で「市民フォーラム」も行っており、憲法違反との指摘は当たらない。

議員は地方自治法や本市議会の会議規則に基づき、同法が定める一定数の賛成者を得て、議員提出議案として議会に提出することができ、そのため、条例提案に至った手続きに違法性はない。

また、CO2削減、カーボンニュートラルが求められる中、CO2削減効果があり認められない「緑のみ」に頼るのは、時代に合っていない。環境基準に適応した新建屋の建築により、間違いなくCO2排出量を抑制できると考えている。

現在、工場立地法に既存不適格な特定工場は、現建屋を建て替えることにより、工場内の緑地・環境施設面積が増えることになる。

工場立地法のとおり、国の定める範囲内で制定する条例は適法である。

また、経済面だけを重視するのではなく、環境・社会・経済の三側面のバランスの取れた社会を目指していることは明白であり、SDGsおよび環境基本法違反には該当しない。

III

審査申立書の主な内容

・本件議案は、提出にあたり、憲法、地方自治法および明石市自治基本条例が求める市民参画手続きが踏まれていない。また、緊急性や合理的な理由が見当たらないにもかかわらず提出されている。

・本件議案は、SDGsが示す「環境・社会・経済」の三側面のうち経済面のみを重視しており、SDGsの理念に違反するとともに環境基本法に違反する。

以上のことから本件議案は、市の条例制定権を超えているため法令に違反する。本件議決を取り消す裁定を求める。

IV

弁明書の主な内容

・地方公共団体は法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができ、地方自治法第96条第1項第1号により、条例の制定は議会の権限とされている。

・議員には地方自治法第112条により、議案を議会に対して提出できる議案提出権が認められている。

・本件議案は、請願を踏まえて提出されたものであり違法性はない。

・請願が採択されたにもかかわらず、条例制定の見通しについての明確な回答が得られないまま1年が経過したため、やむを得ず議案提案したものであり、合理的な理由がある。

・明石市市民参画条例は、市長が行う市の政策等への参画のみを対象とするもので、議会活動への参画は対象外である。

・本件議案は、工場立地法第4条の2に基づき、同法で定められた範囲内で制定されている。

・SDGsは、あくまでも目標であり、法規範性はなく法的拘束力はない。また、SDGs違反や環境基本法違反を主張するが、具体的な主張ではない。

以上のことから本件議決は、手続面、内容面いずれにおいても何ら違法な点はなく、本件審査申立を棄却することを求める。